

島根県 流行初期医療確保措置基準

5 感 第 5 5 3 号
令 和 6 年 4 月 1 日
(新 所 属 名)

この基準は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 36 条の 9 及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号。）第 19 条の 7 に基づく流行初期医療確保措置に関し必要な事項を定めるものとする。

1 流行初期医療確保措置の県基準(病床)

- (1) 当該措置の実施に係る島根県知事の要請後、1 週間以内に措置を実施すること。
- (2) 法第 36 条の 2 第 1 項の規定による通知又は法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定に基づき当該措置を講ずるために確保する病床数を 10 床以上確保し継続して対応できること。
ただし、隠岐圏域においては離島という地域性を考慮し、必要となる病床数は 4 床以上とする。
- (3) 病床の確保に当たり影響が生じ得る一般患者への対応について、法第 36 条の 2 第 1 項の規定による通知（同項第 4 号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）を受けた医療機関又は法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）を締結した後方支援を行う医療機関と必要な連携を行うことその他法第 36 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる措置を適切に実施するために必要な体制を構築するものであること。

2 流行初期医療確保措置の基準(発熱外来)

- (1) 当該措置の実施に係る島根県知事の要請後、1 週間以内に措置を実施すること。
- (2) 法第 36 条の 2 第 1 項の規定による通知又は法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定に基づき病院においては 1 日あたり 10 人以上、診療所においては 1 日あたり 5 人以上の新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（以下、「新興感染症を疑う者」という。）の診療を行うものであること。
- (3) 新興感染症を疑う者に対し、検体採取できる体制を構築していること。